

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）  
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第4条第1項の許可に関する事項

<u>法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称</u>	<u>事業名</u>	<u>地区名</u>	<u>事業主体</u>	<u>捺印</u>
	田ノ入工業団地等整備事業	田ノ入地区	川内村	

<u>図面記号</u>	<u>事業主体の住所（※1）</u>							
C	川内村上川内字早渡11-24							
<u>1 土地の所在等</u>	<u>土地の所在</u>	<u>地番</u>	<u>地目</u>		<u>面積</u> (㎡)	<u>耕作者の氏名</u> (※2)	<u>土地利用区分</u>	
			<u>登記簿</u>	<u>現況</u>			<u>農振法</u>	<u>都市計画法</u>
	川内村大字下川内字田ノ入	70番181	畑	畑	2,174	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画区域外
	計	2,174㎡ (畑 2,174㎡)						
<u>2 転用行為のよって生ずる付近の農作物等の被害の防除施設の概要</u>	生活雑排水は、合併浄化槽により排水。また、施設は低層のものがほとんどであるが、隣接する農地は団地から距離があり、他農地への日照等の影響は及ばさないないと思えるが、施設配置は慎重に検討することとし、特に対策は講じない。							

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図（2,500分の1程度）及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 5 その他参考となるべき書類

（注意）

- 1 ※1、※2の欄及び添付資料については、個人情報の観点から必要な配慮を行うこと。
- 2 法第50条第1項の規定に基づき、法49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第4条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要なことに留意すること。